

わ た し た ち の ま ち づ く り

地区活動事例集



神栖市行政委員連絡協議会
神栖市



はじめに



地区(町内会)は、地域の住民がお互いに支え合いながら、安全安心で、明るく住みやすいまちづくりを行っている地域コミュニティの中心的な組織です。

しかし、近年、ご近所同士が街で会っても言葉を交わすことが少なくなり、挨拶も乏しい状況が進み、地域住民同士のつながりが希薄になってきています。

このような状況を改善するためには、市と地区がコミュニティの重要性を再認識し、力を合わせて活力あるまちづくりを進めることが重要です。

神栖市には、85の地区(町内会)があり、それぞれ日々の地域の暮らしを支える活動を行っていますが、多くの地区で、役員の担い手不足や高齢化が課題となっています。

本書は、各地区の区長から聞き取った情報等をまとめたものです。地区加入促進及び脱退防止の手助けとなり、役員用務の負担軽減などの課題解決や地区活動の活性化につながることを願っております。

さらには、地域住民の「まちに対する関心」が「まちづくり活動への参加」へと高まることを期待しています。本書をご活用いただき、地域でのより充実した活動へのヒントにしていただければ幸いです。

令和6年3月

神栖市行政委員連絡協議会
神栖市



もくじ



第1章

1 神栖市の現状(地区加入率)

(1)地区加入率の推移	1
(2)地区加入率低下の原因	2
(3)地区加入率低下による影響	2

2 地区加入のメリット

(1)地域のつながり(地域力の向上)	3
(2)地域ポイントカード事業(メリット創出)	4

3 市の取組

(1)これまでの取組	5
------------	---



第2章

4 地区活動マニュアル

(1)年間行事予定	6
(2)区長業務マニュアル	7~10
(3)副区長業務マニュアル	11
(4)会計業務マニュアル	12
(5)班長業務マニュアル	13~14

5 活動事例

(1)地区の取組	15~18
(2)他市町村の取組	19~21

~ こなたとき どうする? ~

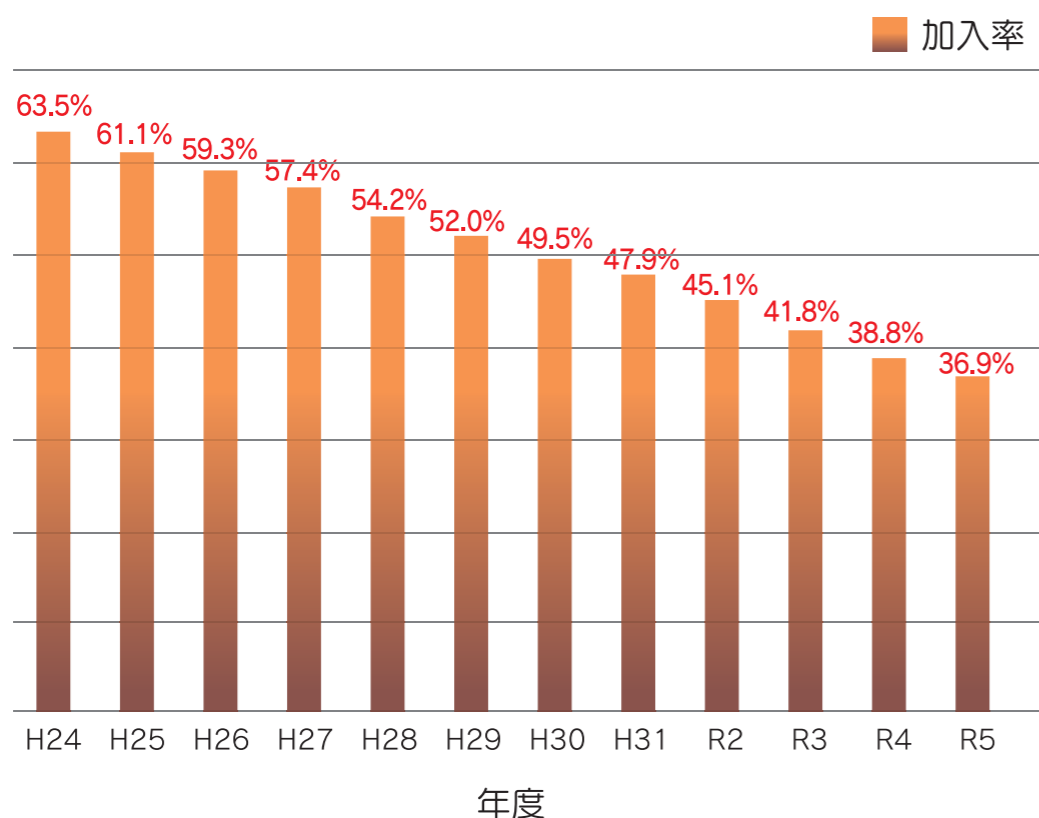
地区活動 Q&A集	22~24
-----------	-------



(1) 地区加入率の推移

市内には85の地区(町内会)がありますが、平成24年4月1日に63.5%あった地区加入率は、令和5年4月1日には36.9%まで低下しています。

地区加入率



※地区加入率 各地区の加入世帯届出数(地区行政経費交付金申請時の数)を住民基本台帳上の世帯数で除した数

(2) 地区加入率低下の原因

① 生活の利便性の向上や価値観の多様化

- 簡単に情報や物が手に入る世の中になり、地域で助け合う機会が少なくなった。
- 個人主義的な考え方や地区活動に無関心な人が増えた。

② 少子高齢化の進行・生活スタイルの多様化

- 単身世帯や共働き世帯の増加、核家族化・少子高齢化により、地区活動に参加する余裕のない人が増えた。
- 高齢により地区活動に対する負担感が増えた。(体力面・経済面)

③ アパートなど居住者の増加

- ごみ出しにおいて、集積所の利用制限がないため、地区加入の必要性を感じない。
- 短期的な居住のため、地区に加入しない人が増えた。

(3) 地区加入率低下による影響

地区加入者が減り地区活動への参加者が少なくなると、地域住民同士の助け合いである「共助」の意識が希薄になります。

その結果、災害時などいざというときに地域で一体となって協力し、スムーズな対応をとることが難しくなってしまいます。



★災害時にこそ地区の力(共助力)!

東日本大震災などの災害時には、多くの人が近隣の人々の手によって救助されました。大災害になればなるほど、通信手段が途絶えて、救急車や消防車などの公助は難しくなります。より迅速な救助が必要な場合には、地域住民による自主的な活動が非常に重要です。(災害発生時から24時間以内の救助が生存率を高めると言われています。)

2 地区加入のメリット

(1) 地域のつながり（地域力の向上）

日頃から隣近所との関わりを大切に！

★穏やかで安全安心な暮らしができることが大きなメリットです！



1. 交流（「つながり」が増える）

地区の行事に参加することで、子どもから高齢者まで、幅広い世代と接することができます。様々な活動を通じて地域でコミュニケーションをとる機会になり、「いざ」というときに助け合える関係を築くことができます。



2. 情報（様々な情報がわかる）

回覧板等によって、地区や行政からの行事・イベント案内などの交流を深めるきっかけになるような楽しい情報や、お知らせ・連絡事項などの暮らしに関わる重要な情報を、定期的に入手することができます。



3. 環境づくり（よりよい地域環境づくりが進む）

核家族化・少子高齢化が進み、人と人とのつながりが希薄化していく中で、防犯・防災・福祉等の活動がある地区の力が大きな助けになります。また、定期的な美化・清掃活動等も行われており、よりよい地域環境をつくることができます。



4. 課題解決（地域の課題を解決できる「地区要望等」）

地区の課題をみなさんで話し合い、区長を通じて、市に要望書として提出することができます。



(2) 地域ポイントカード事業（地区加入者へのメリット創出）

地区加入世帯へ「特別カード」を交付します

▼かみすポイントカード(特別カード)



地区に加入している世帯へ、特典が受けられるかみすポイントカード(特別カード)を交付しています。地区加入世帯とは、区費を納めている世帯(規約に定められた減額・免除世帯を含む)で地区活動に参加している世帯です。

地区加入特典

- 特典① 毎年500ココくんポイントが自動でもらえる！
- 特典② 市の事業に参加すると、もらえるポイントが2倍になる！



★ポイントを市内のお買い物や食事の際に活用しよう！

かみすポイントカード(特別カード)に関する申請について

地区行政経費交付金の申請の際に提出される名簿をもとに、新規加入世帯への特別カード発行や、脱退世帯のカード情報を無効にする手続きをします。

加入・脱退等の増減や世帯主変更等、提出した名簿の記載内容に変更があった場合、市民協働課まで届出をお願いします。

《提出書類》
届出者：区長

- ◆加入…… [特別カード] 交付申請書
- ◆脱退…… [特別カード] 失効届出書
- ◆変更…… [特別カード] 変更届出書

ポイントカードを紛失や破損してしまった場合、再発行ができます

《提出書類》
届出者：世帯の代表者

- ◆再発行… [特別カード]再交付申請書
世帯の代表者またはご家族の方が市民協働課までお越しください。

(1) これまでの取組

平成27年度

- 加入案内支援
転入・転居者宅への訪問時に活用する地区加入案内リーフレット、啓発品を作成



平成28年度

平成29年度

- 転入・転居者宅への訪問時に地区加入を案内するためのマニュアル「地区加入案内の手引き」を作成



平成30年度

- 脱退防止策の検討〈地区運営に関するアンケート調査〉
地区脱退防止策として、地区加入の現状把握のためのアンケート調査を実施(地区脱退の理由、脱退世帯の状況、地区での対応策 など)

令和元年度

〈地区からの脱退防止策に関するアンケート調査〉
地区脱退防止策として、具体策検討のためのアンケート調査を実施(新たなメリットの創出に関するアイデア募集)

〈行政委員懇談会〉
アンケート調査結果をもとに行政委員と市の執行部がサロン形式により、地区脱退防止策について意見交換

【テーマ】「今後取り組むべき地区脱退防止策について」
★地区加入者カードを発行 高齢者の区費の減額 区費の減額は市で補助など

令和2年度

- 区長会発足
- 高齢者の区費減額のための財源として地区行政経費交付金を拡充
- 区役員の負担軽減を考慮し地区回覧を簡略化

令和3年度

- 地区加入案内の手引きの内容を見直し、増刷
- R3.10月 地域ポイントカード事業開始
加入世帯へ特別カードを配布



令和4年度

- 地区活動へのポイント付与開始

A 清掃活動(集会所・地区内清掃等)	1回につき50pt
B 資源物回収者(区役員等)	1回につき20pt
C 資源物持参者	1回につき10pt
D 地区祭り(当日参加区役員等)	1回につき100pt

※その他:公園美化活動(年1回 100pt)



令和5年度

- 地区活動事例集作成

各地区の区長をはじめとする役員負担軽減のため、地区の年間行事や区長・副区長・会計・班長の業務マニュアルを事例として紹介します。

(1) 年間行事予定

予定月日	●●地区 年間行事予定			
	市主催(担当課)		地区(担当者)	
4月	上旬			役員会議 区役員
	中旬	区長説明会	市民協働課	学校入学式 副区長
	下旬			コミュニティ協議会総会 区長
5月	上旬	赤十字活動資金募集	社会福祉課	役員会議 区役員
	中旬	社会福祉協議会会員募集(会費徴収)	社会福祉協議会	区費徴収 班長
	下旬	環境美化の日 野犬等実態調査	廃棄物対策課 環境課	公園美化活動① 区役員
6月	上旬			役員会議 区役員
	中旬			学校運動会 副区長
	下旬	海岸清掃	廃棄物対策課	
7月	上旬			役員会議 区役員
	中旬	区長会(中学校区)	市民協働課	
	下旬			祭り(みなと・大潮) 区民
8月	上旬			祭り(七夕) 区民
	中旬			地区祭事(納涼祭等) 区民
	下旬			
9月	上旬			役員会議 区役員
	中旬	敬老会	長寿介護課	公園美化活動② 区役員
	下旬	クリーンかみすの日	廃棄物対策課	区民館・地区内清掃 区役員
10月	上旬	区長後期説明会	市民協働課	役員会議 区役員
	中旬	赤い羽根共同募金運動	社会福祉協議会	
	下旬			
11月	上旬	かみす健康スポーツまつり	長寿介護課	役員会議 区役員
	中旬			
	下旬			
12月	上旬			役員会議 区役員
	中旬			公園美化活動③ 区役員
	下旬			区民館・地区内清掃 区役員
1月	上旬			役員会議 区役員
	中旬			新年会(親睦会) 区役員
	下旬			
2月	上旬			役員会議 区役員
	中旬			
	下旬			地区総会(決算報告・役員引継ぎ) 区役員
3月	上旬	霞ヶ浦・北浦地域清掃	環境課	学校卒業式 副区長
	中旬			
	下旬			



(2) 区長業務マニュアル(月別)

4月

- ① **預金通帳の代表者変更** (該当のみ) 環境課
市からの補助金振込先の届出として必要なため、新年度早々に行う。
- ② **集会所の防火管理者選任届** (該当のみ) 消防署
区長や消防団の分団長などを集会所の防火管理者に指定している場合において、変更が生じたら速やかに消防署に届出を行う。
- ③ **環境美化の日実施計画書** 廃棄物対策課
3月下旬に送付される「環境美化の日」実施計画書を提出する。
- ④ **区長説明会** 市民協働課
市が主催する説明会に出席する。
提出物：マイナンバー・個人口座振込先(通帳のコピー)
- ⑤ **公園美化活動事業** (該当のみ) 施設管理課
公園美化活動実施予定の地区は、以下の書類を提出する。
提出物：申請書・事業計画書・協定書

5月

- ① **区費徴収**
各班ごとに班長が中心となって区費を徴収し、区民の名簿を作成する。
- ② **地区行政経費交付金** 市民協働課
地区加入者(4月1日時点)の世帯数に応じて交付される地区行政経費交付金を申請する。
提出物：地区加入者(4月1日時点)の名簿・交付申請書・請求書
地区口座振込先(通帳のコピー)
- ③ **地区集会所火災保険料等助成金** 市民協働課
地区集会所の火災等の事故に係る保険料及び自然災害に係る保険料の助成金を申請する。
提出物：申請書・火災保険等の証書の写し・領収書の写し・請求書

※ 助成上限：1棟あたり1万円
申請期限：翌年3月上旬まで(※申請時期は保険の更新時期に応じて異なる。)

6月

- ① **野犬等実態調査票** 環境課
野犬を見かけた場合は調査票を記入の上、環境課へ提出する。
- ② **「環境美化の日」実績報告書** 廃棄物対策課
環境美化実施後速やかに提出する。
- ③ **協働のまちづくり推進事業費補助金** (該当のみ) 市民協働課
(地域コミュニティ醸成事業)
地区祭り等の開催日からおおむね1か月前に申請し、交付決定後に物品の購入を行う。

8月

- ① **「クリーンかみすの日」実施計画書** 廃棄物対策課
郵送で届く様式をもとに実施計画書を作成し提出する。

9月

- ① **「クリーンかみすの日」実績報告書** 廃棄物対策課
郵送で届く様式をもとに実績報告書を作成し提出する。

10月

- ① **地区活動支援制度(次年度分)希望調査票** 市民協働課
次年度分の補助金活用予定を記入し提出する。

<提出内容>

(i) 地区集会所の建設又は補修予定: 見積書添付

区分	補助率	限度額	備考
建設費	2/3	1,200万円	※建物の構造により限度額の算出が変わります
増設費	2/3	600万円	
補修費	2/3	120万円	
解体費(木造)	2/3	180万円	
解体費(木造以外)	2/3	200万円	

(ii) 地区墓地の整備予定: 見積書添付

補助対象墓地	地区で管理している共同墓地のみ
対象工事	新設・増設・修繕(東日本大震災により被害を受けた箇所) の修繕工事も対象)・整備等に要する経費
対象外経費	事務的経費・光熱水費・維持管理費等
補助率	事業費の30%以内
限度額	300万円

(iii) ごみ集積所器材等設置事業補助金の活用予定

補助対象経費	①箱型や物置型などの既製品の集積所器材購入費 ②ごみ集積所器材を自作する場合の原材料費 ③既設のごみ集積所器材を修繕する場合の原材料費 ※工事費・設置費などの付帯経費は対象外
補助率	補助対象経費(税抜)の2分の1
限度額	集積所1か所につき5万円 ※一度補助を受けた集積所は、原則10年間は補助なし

(iv) 公園美化活動事業の実施予定

活動の内容	散乱ごみの収集・除草・低樹木の刈込み等
市の支援	収集ごみ回収処分・高木の剪定・トイレ清掃
限度額	1公園につき25万円(公園面積に応じ補助金交付)

(v) 地域コミュニティ醸成事業(納涼祭や防犯パトロールなど)の実施予定

活動の内容	地域交流事業・世代間交流事業・児童の登下校安全対策 防犯パトロール・美化推進運動 など
補助率	補助対象経費の3分の2
限度額	1団体につき20万円



2月

- ① **新区長報告書** (市民協働課)
次年度の区長予定者の報告を行う。
- ② **地区活動実施計画書兼QRクーポン発行申請書** (市民協働課)
次年度配布予定のクーポン券の発行申請を行う。
<クーポン券発行申請>
A: 清掃活動(集会所・地区内清掃等): 1回につき50pt
B: 資源物回収者(区役員等): 1回につき20pt
C: 資源物持参者: 1回につき10pt
D: 地区祭り(当日参加区役員等): 1回につき100pt
- ③ **「公園美化活動実績報告書」**(該当のみ) (施設管理課)
公園美化活動で行った清掃等の実績報告を行う。
- ④ **地区総会(定期総会)**
区役員の選出、次年度の行事予定、予算決算の承認等を行う。

3月

- ① **区長活動実績報告書** (市民協働課)
地区活動の実績(集会所の利用日数や区長として活動した日数など)を報告する。
- ② **霞ヶ浦・北浦清掃事業補助金交付申請書**(該当のみ) (環境課)
郵送で届く様式をもとに申請書を作成し提出する。
※ 補助単価: 1地区あたり1万円
- ③ **地区活動報告書兼QRクーポン返却届** (市民協働課)
クーポン券を発行した活動(上記参照)に対し、実績の報告を行い残枚数を市民協働課に返却する。

※ 随時業務
<市との連携で行うもの>
地区回覧、地区要望、防犯灯修理依頼(防災安全課)、各種補助金申請
<地区が行っているもの>
地区集会所の管理、慶弔関係、地区加入者の名簿等管理(加入・脱退)、
ごみ集積所管理(地区が管理するもの)、地区役員会議・総会等資料作成

(3) 副区長業務マニュアル

① 副区長とは

副区長は、区長を補佐し、総会の議長・記録を担当する。また、資源物回収等の環境整備の取りまとめを行う。

② 副区長の役割

(i) 会議の出席

総会に出席し、議長を担当する。また、役員会では司会を担当する。

(ii) 入学式・卒業式

学校の入学式及び卒業式に出席する。

(iii) 敬老会

敬老会当日の対応は、原則、区長と副区長で行う。
(受付、案内、車の利用があれば送迎など)

(iv) 資源物の回収

- 資源物回収の全体取りまとめを行う。
- 第1、3土曜日の12時頃、集積所の設置状況を確認する。
(新聞・雑誌用コンテナや回収用ネットが来ていない場合は、業者に連絡する。)
- 雑びん用コンテナが来ていない場合、業者に確認する。
- 第1、3日曜日、午前8時～9時に3か所の廃棄物置場を巡回する。
- 12時頃に、閉鎖状況を確認する。
- 資源物集団回収整備員が不在の場合、区長と副区長で対応する。

(v) 区長不在時の代役

- 区長に案内があった会議・行事等に参加する。
(市主催の会議、運動会など)
- 訃報の連絡があった場合は、副区長が対応する。
(当家を訪問し、式・要領を確認の上、訃報を作成し、必要部数を班長及び役員に配布する。)



(4) 会計業務マニュアル

① 会計とは

会計は、地区の事務に要する収支について、経理事務を行う。

② 会計の役割

(i) 会議の出席

- 役員会(年12回程度)及び総会に出席し、決算の説明を担当する。
- 子ども会会長との情報交換会に出席する。(年1回)
- 区民館清掃に参加する。(年6回)

(ii) 出納業務等

- 弔慰金、出産祝金、運動会祝金等の出納を行う。
※弔慰金の場合は、会葬礼状が領収証明となる。発行がない場合は、訃報を代替とする。
※出産祝金は領収書とする。
- 役員の立替金については、領収書と引替えて支出する。
- 役員手当等は高額のため、9月末に現金で用意する。
- 親睦旅行等の高額費用は、請求書を受領したあとに振り込む。
- 社会福祉協議会協賛金及び日本赤十字社協力金は地区とは別会計とし、集金終了次第に届出を行い、領収書を受領する。
- 赤い羽根共同募金は、地区の会計から支出する。

(iii) 書類の作成

- 出納帳での収支管理
- 会計監査用書類：月別収入・支出明細書、月別預金通帳明細など

(iv) 資源物の回収

- 資源物集積所の1か所を担当し、資源物集団回収整備員をサポートする。
- 第1、3土曜日の12時頃、担当の資源物集積所を設置する。
- 第1、3日曜日、午前8時～9時に担当の資源物集積所で管理・指導する。
- 12時頃に、閉鎖状況を確認する。
- 資源物集団回収整備員が不在の場合、主担当として対応する。
- 担当する集積所の草刈・整備作業の際には協力して行う。



(5) 班長業務マニュアル

① 班長とは

班員に対し、市からの「お知らせ」事項を伝えるほか、班員からの要望事項等を区長に伝えるなど、班員と区長等役員をつなぐ重要なパイプ役です。

② 班長の任命

- (i) 班長は、定期総会において承認及び任命される。
- (ii) 班長が諸事情により任期途中で交代する必要がある場合、班内で調整し、区長に報告する。
- (iii) 任期は、総会終了の翌日から翌年度の総会終了までとする。

③ 班長の役割

(i) 役員会の出席

班長は役員会に出席し、班内の意見や要望を取りまとめ、会議で提案する。また、会議内容を班内に報告する。

(ii) 地区への加入・脱退

班長は、班内の地区未加入者へ加入していただくよう呼びかける。
※新規加入者には、「前年度の総会資料」や「●●地区資源物回収のルールについて」等必要な書類を渡す。

(iii) 回覧及び配布

区長から依頼があった回覧物について、資料を確認し、回覧名簿を付けて速やかに回覧する。また、配布物の場合は、各世帯に配布する。

(iv) 要望事項の連絡

道路の舗装や排水路の整備などは、地区を通して市に要望するため、班員からの要望事項を取りまとめ、班長から区長へ連絡する。

(v) 防犯灯の新設・維持管理

故障等が発見されたら、速やかに区長へ防犯灯の番号を伝える。防犯灯の新設については、班長から区長へ要望し、区長から市へ設置の申請を行う。



(vi) 各種行事への参加

ラジオ体操、親睦旅行、スポーツ大会(グラウンド・ゴルフ等)、地区内清掃、地区祭り等の各種行事に関し、班員の参加状況を取りまとめ区長へ報告する。

(vii) 区費・寄付金等のお願い

区費(年額)を●●円集金する。寄付金等には、社会福祉協議会会費(●●円)、日本赤十字社活動資金(●●円)と赤い羽根共同募金があり、協力可能な世帯は区費とあわせて集金する。

(例)年度途中に入会した場合

- 4月～9月に入会した世帯の区費:●●円
 - 10月～12月に入会した世帯の区費:●●円
 - 1月以降に入会した世帯の区費:なし
- ※退会者には返金なし

(viii) 慶弔見舞等

【慶事:出産祝い】

班長または世帯主から区長に伝える。

<対象>: 地区加入世帯等の出産

<金額>: ●●円

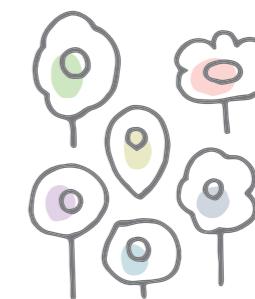
<期間>: 1年間(出産した日から数えて1年以内の申出)

【弔事:訃報】

当家から班長に連絡があった場合、班長は速やかに区長へ連絡する。区長は、当家の意向を確認した上で、訃報文書を作成し、班長に渡す。班長は、班内の必要部数を印刷し、班員に配布する。

【その他】

災害見舞金、入学祝い等



5 活動事例

市内及び他市町村の地区活動事例を紹介します。地域でのより充実した活動へつなげていただければ幸いです。また、市の取組についても併せて紹介します。今後、市でも積極的に地区活動をPRしていきます。

(1) 地区の取組

☀️ 事例の紹介①

◆知手中央東町地区「防災訓練&交流会」の取組【モデル地区】

令和5年7月23日(日曜日)、知手中央東町地区で「防災訓練&交流会」が開催されました。

このイベントは、区民同士の交流を図り、若者世帯等の地区活動への参加を促進するとともに、災害など有事の際に連携できる地域づくりを目的として知手中央東町地区が企画したものです。

市では、この取組を地区加入率向上につながるものと考え、知手中央東町地区を「モデル地区」に選定いたしました。

ポイント① 危険箇所点検

多くの地域住民のみなさんが参加し、同地区内の道路の危険箇所点検を実施しました。



ポイント② バーベキューを通じた交流会

地区のみなさん協力のもとバーベキューを行いながらの交流会を楽しみました。



ポイント③ 安全講話

市防災安全課職員による「災害時の避難の仕方について」の安全講話や長照寺住職による「親子のふれあい方および隣人との接し方」についての講話を聞きました。



☀️ 事例の紹介②

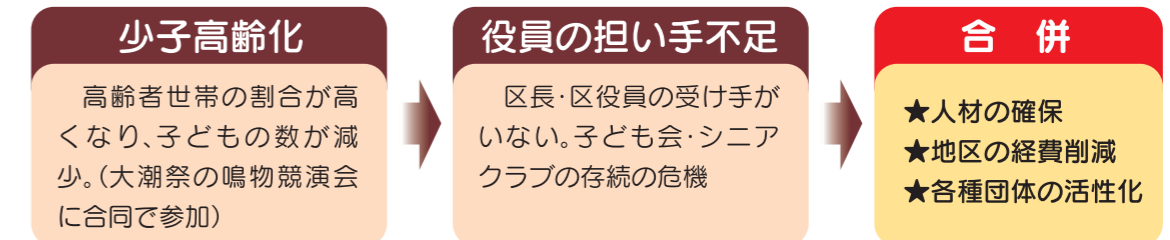
◆波崎東部地域地区合併の取組(平成31年)

波崎東部地域では、若者世代の転出などにより、少子化の傾向が顕著であり、高齢化が深刻な状況です。

地区への加入世帯数は、高齢化による脱退などの影響により、年々減少傾向にあり、区長、区役員のほか、子ども会・シニアクラブの役員の担い手が少ないため、地区の存続が危惧されていました。

そこで、波崎東部のかつての活気を取り戻し、誰もが安心して暮らせるよう地区の運営を安定させるため、合併協議会を立ち上げ、地区の合併をいたしました。

<合併のねらい>



<合併の効果>

(1) 地区数(9→3に合併)

- ① 明神前地区(旧:明神前・東明神前)
- ② 豊ヶ崎地区(旧:東明神町・西仲島・東仲島西・東仲島東)
- ③ 日の出町地区(旧:西町・仲町・東町)

(2) 区民館の集約(5館解体)

区民館を集約することで、電気代や修繕費用など維持管理費の削減につながりました。





事例の紹介③

◆地区祭りの取組(神栖地区・泉町地区)

コロナ禍を経て数年ぶりに開催された令和5年度実施の地区祭りの一部を紹介します。地区で開催する祭りは、若者世帯等の地区活動への参加を促進するとともに地区の活性化を目的としています。

(※開催にあたっては区役員の負担軽減のために、規模を縮小し実施する地区が多くありました。)

【神栖地区 納涼祭】



カラオケや踊り、模擬店、抽選会などを実施し、多くの区民が参加した。

【泉町地区 納涼祭】



輪投げや模擬店のほかキッチンカーも出店し、大いに盛り上がった。

★キッチンカーを活用したことで、役員の労務的負担軽減につながった。

事例の紹介④

◆高齢化に対する取組(波崎一中学区)

日の出町地区をはじめとした波崎一中学区では、高齢化による生活の支障を少しでも解消するため、買物支援としてドラッグストアに移動販売を依頼しました。また、洋品店のご協力のもと、区民館で衣類の販売会を開催し、参加者から好評を得ました。

【移動販売】



【衣類の販売会】

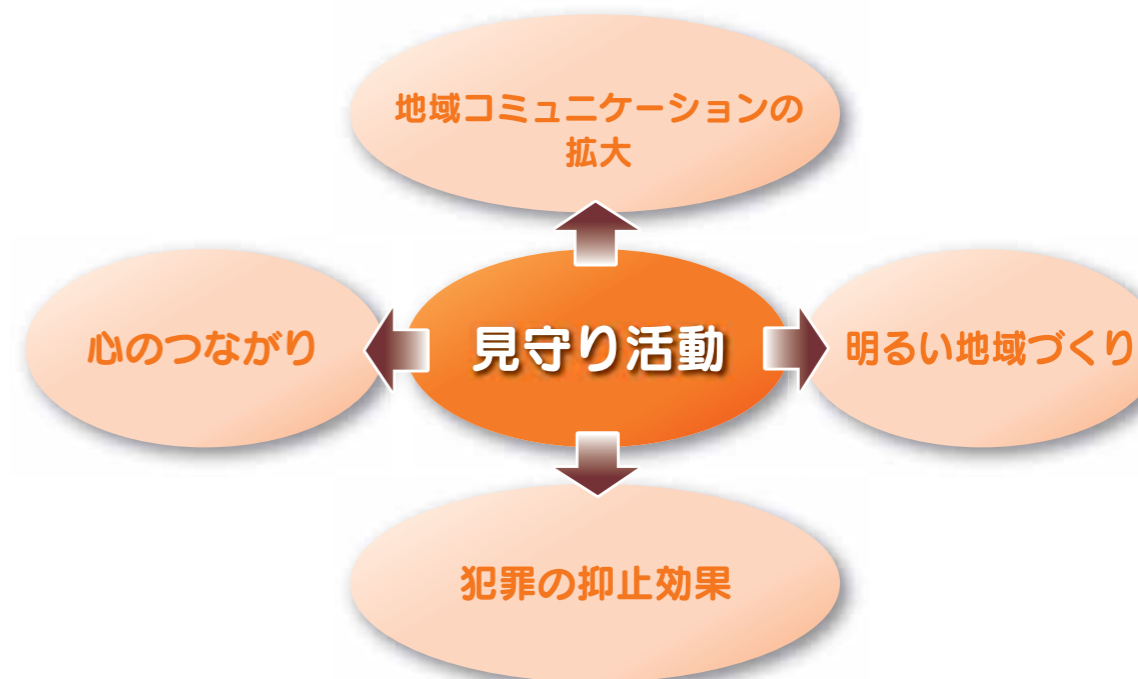


事例の紹介⑤

◆子ども見守り活動(通学路)の取組(立野地区)

毎週月曜日から金曜日まで、小学生の登校時において、児童の安全を守るため、地区のシニアクラブが中心となり、見守り活動を行っています。

【活動写真】



<ポイント>

★子どもたちの登校時に「おはよう」と声をかけるのも、小さな見守りです。事故を未然に防ぎ、安全安心な暮らしを守っていくために必要なのは、このような地域の活動であり、地域住民の防犯意識の向上にもつながります。

(2) 他市町村の取組

☀️ 取組事例① 【北九州市小倉南区】

★ 食事会で、引きこもり高齢者の安否確認

市民センターで行われている昼食会の参加者は、自分で歩いて参加できる比較的元気な高齢者が中心で、歩行が困難で見守りが必要な高齢者は部屋にひきこもりがちです。



こういった実態から、団地内に居住する安否が心配される高齢者を対象に、団地内の集会所で1回200円の負担で参加できる食事会を始めました。月に1回ですが、毎回10人程度が参加しています。

世間話の中で、近況を尋ねて生活状況を把握したり、必要があれば介護サービスの申請や施設入所の相談を区役所につないだりしています。何度も顔を合わせることで高齢者同士も仲良くなってきます。



<ポイント>

- ◆高齢化の進行に対応した様々な活動は、高齢者にとって自治会加入の大きなメリットと言えます。
- ◆高齢者が地域で見守られて暮らすことは、離れて暮らす親を持つ若い世代にとっても、安心感につながります。このようなメリットについても理解してもらえよう活動をPRすることが大切です。

☀️ 取組事例② 【北九州市八幡西区】

★ 買物支援にともなう自治会のふれあい促進

平成22年12月に唯一のスーパーマーケットが閉鎖され、地元住民から当自治区に買物支援の要請がありました。それを踏まえて関係箇所との検討の結果、朝市・買物バスを実施することになりました。

朝市

実施日	平成23年5月9日開始	月曜/週
商品	野菜・肉・魚	
会場	自治区内の商店駐車場	
会場設営	自治会会員+ボランティア	



買物バス

実施日	平成23年5月19日開始	木曜/週
車両	地元企業から無料提供	
場所	3キロ先の総合ショッピングセンター	
添乗員	自治会会員+ボランティア	

★ 事業の実施による効果

- ①引きこもり高齢者の解消及び安否確認ができる
- ②地域住民とのふれあいが深まる
- ③週1日ではあるが、賑わいの拠点ができた 等



<ポイント>

- ◆朝市など、未加入者も気軽に利用できる事業は、お互いの顔が見え、ふれあいが生まれ、加入のきっかけになります。
- ◆買物バスなど、加入者限定の事業は、高齢者世帯の自動車免許返還や体力の衰えなどで利用が増えており、脱退防止にもつながります。



☀️ 取組事例③ 【北九州市戸畑区】

★ SDGs地域版「持続可能な住みよいまち」を目指した自治会加入PR

区では、地域活動を担う人材の高齢化が進んでおり、若い世代の人材発掘・育成が課題となっています。この現状を踏まえ、持続可能な地域をつくるため、若い世代に向けた呼びかけや働きかけを強化して取り組んでいます。

①【自治会加入促進ブース】の設置

転入者が多く来訪する3月中旬頃から、区役所1階に加入促進ブースを設置し、自治会の重要性や取組を紹介しています。



自治会加入促進ブース

②【自治会加入促進チラシ】の作成

全16地区の特色や自治会加入に関するQ&Aを掲載したチラシを作成し、上記促進ブースに設置するほか、地域で転入者・未加入者への加入説明用として活用しています。



③【市政だより(地区版)等】での紹介

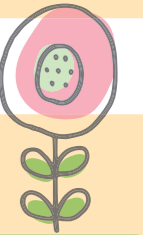
全16地区の自治会活動紹介コーナーを連載し、各自治体の特色ある取組をPR。区公式のInstagram (Instagram)においても若い世代が興味をもってもらえるような地域情報や行事などを積極的に発信しています。



<今後の取組予定>

★神栖市でも、北九州市の取組を参考に積極的に地区の活動をPRします!

～こんなときどうする?～



地区活動 Q&A集

Q1 未加入者に地区加入を呼びかけるには、どのような方法で行うとよいか?

A1 地区への加入を呼びかける上で基本となる事項をまとめた「地区加入案内の手引き」をご覧ください。

Q2 区長を引き受けてくれる人がいない場合、どのように次の区長を決めればよいか?

A2 地区によって区長の選定方法は異なりますが以下に事例としていくつか紹介します。

【区長選定方法(例)】

- 年齢順
- 選挙
- 推薦
- 輪番制
- くじ引き

※地区によっては、3人ずつ選抜し選挙で決定しているところもあります。

Q3 複数の地区が合同で何か行事をすることはできるか? その場合、地域コミュニティ醸成事業(納涼祭や防犯パトロール等)補助金は活用できるか?

A3 複数の地区が合同で行事を行うことはできます。この場合は、地域コミュニティ醸成事業補助金の対象となりますが、補助金を申請する際に、合同の団体名義の口座や規約等が必要となります。

Q4 国道の補修要望など複数の地区が関係する場合、要望書の提出の仕方はどのようにすればよいか?

A4 要望箇所が複数の地区にまたがる場合、連名で要望していただくか、区長会単位での要望もできます。

Q5 地区集会所を補修したいが対象となる工事は？

A5 地区集会所建設等補助金の補助対象経費・補助対象外経費は以下のとおりです。

【補助対象経費】

①【建設工事・増設工事】

- 建築工事費
- 駐車場やフェンス等の外構工事
(花壇や植木など集会所の機能において必要としないものを除く)

②【補修工事】

- 集会所の維持管理のため必要と認められる補修及び改修費用等
- 区民の利便に供するため必要と認められる外構工事費用
(通路、フェンス、給排水設備及び駐車場等)
- 区民が安全かつ快適に利用するため必要と認められる付帯設備
(冷暖房(エアコン)設置費用、トイレ洋式化等)

③【解体工事】

- 既存建物や駐車場等の解体費

【補助対象外経費】

- 建設・増設にかかる整地造成等の費用
- 設計費
- 建築確認等事前申請に係る費用や消防審査等の検査費用
- カーテンや机・椅子、TV、冷蔵庫等の備品類
- 物置、倉庫等の建設・補修費用

Q6 地域コミュニティ醸成事業の補助対象経費と対象外経費は何か？

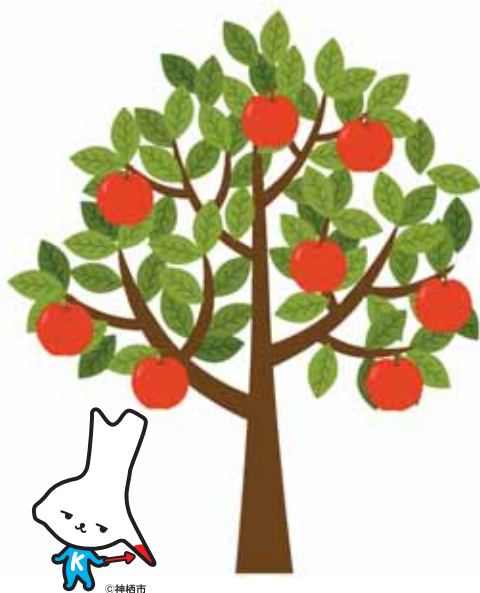
A6 補助対象経費・補助対象外経費は以下のとおりです。

補助対象

経費区分		決算額	内 訳
(1)報償費	講師謝礼		
	その他の報償費		司会代、来賓・他地区への謝礼等
(2)需用費	消耗品費		運営に係る消耗品、熱中症対策飲料等
	燃料費		ガス代等
	印刷製本費		ポスター印刷代等
	啓発品代		参加賞(全員対象のもの)等
(3)役務費	通信運搬費		チラシ郵送代等
	保険料		傷害保険料等
	その他の役務費		
(4)委託費	委託料		電気設備工事、ごみ処理委託、出店委託料(※キッチンカーの販売補助)等
	クリーニング代		
	出演料		歌手、フラダンス出演料等
(5)使用料及び賃借料	借上料		かき氷機、音響借上料等
	その他の使用料及び賃借料		
(6)原材料費	資材代		
	食材料代		焼きそば、フランクフルト等 ※調理して販売する場合
	その他の原材料費		

補助対象外

経費区分		決算額	内 訳
対象外経費	食事代		反省会や役員会での賄い代、アルコール等
	備品購入費		テント購入費等
	その他の対象外経費		ビンゴ景品代等



神栖市行政委員連絡協議会事務局
神栖市役所 企画部 市民協働課

〒314-0192 神栖市溝口4991-5

TEL 0299-90-1171

FAX 0299-95-9920

E-mail kyodo@city.kamisu.ibaraki.jp

